

(著作権の保護期間に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の書簡)

(日本側書簡)

(訳文)

本官は、本日署名された環太平洋パートナーシップ協定（以下「協定」という。）第十八・六十三条（著作権及び関連する権利の保護期間）及び第十八・七十条（集中管理）の規定の実施に関する次の了解を確認する光榮を有します。

(i) 日本国及びニュージーランドは、協定が日本国について効力を生ずる日から協定に従い著作権及び関連する権利に関して同国において与えられる保護期間が、現在同国において与えられている保護期間（千九百五十一年九月八日にサンフランシスコで署名された日本国との平和条約（以下「平和条約」という。）第十五条(c)の規定に基づき当該規定が対象とする著作物について与えられる調整部分を含む。）を超えることとなるということを認める。

(ii) 日本国及びニュージーランドは、(i)に関し、並びに日本国とニュージーランドとの間における使用料の

効率的な徴収及び分配の重要性並びに両国にある権利を集中的に管理する団体（以下「集中管理団体」という。）の間の関連する相互取決めに基づく著作権の保護期間の計算に伴って生じ得る事務上の負担を認め、各集中管理団体の運営に関する文書及び関係法令に適合する方法によるこれらの事項への取組及びその解決のため、個別の集中管理団体と影響を受ける権利者との間で行われる産業界の主導による対話を要請し、及び歓迎する。

(iii) 日本国及びニュージーランドは、必要に応じて、(ii)の事項を検討し、又はこの書簡が対象とする問題に関する他の適切な措置を検討するために会合することができ。

本官は、更に、日本国政府に代わって、この書簡が平和条約第十五条(c)の規定に基づく日本国及びニュージーランドの権利及び義務に影響を及ぼすことを意図するものではないことを確認する光栄を有します。

本官は、閣下が、貴国政府がこの了解を共有していることを確認できれば幸いです。

二千十六年二月四日にオークランドで

ニュージーランド

貿易大臣 トッド・マツクレイ閣下

日本国内閣府副大臣 高鳥修一

(ニュージーランド側書簡)

(訳文)

本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、ニュージーランド政府がこの了解を共有していることを確認する光栄を有します。

二千十六年二月四日にオークランドで

ニュージーランド

貿易大臣 トッド・マツクレイ

日本国内閣府副大臣 高鳥修一閣下